

## 第 2 3 期第 6 回筑前海区漁業調整委員会 次第

- 1 日時 令和 8 年 1 月 2 1 日（水） 1 4 : 0 0 ~
- 2 場所 漁業調整委員会室（福岡県庁 4 階）
- 3 議題
  - (1) きす 1 そうごち網漁業許可方針の改正について（諮問） 資料 1 - 1  
資料 1 - 2
  - (2) たい 1 そうごち網漁業許可方針の改正について（諮問） 資料 2
  - (3) たい 2 そうごち網漁業許可方針の改正について（諮問） 資料 3
  - (4) 沖合たい 2 そうごち網漁業許可方針の改正について（諮問） 資料 4
  - (5) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5 トン以上）の  
操業について（協議） 資料 5
  - (6) 筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等  
について（諮問） 資料 6
  - (7) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定につい  
て（協議） 資料 7
  - (8) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定につい  
て（協議） 資料 8
  - (9) 第 2 3 期第 1 回筑肥連合海区漁業調整委員会における副会長の  
選任について（協議） 資料 9
  - (10) 福岡佐賀いかかご漁業協定書について（報告） 資料 10
  - (11) 雑魚粗目囲い刺し網漁業について（報告） 資料 11
  - (12) その他



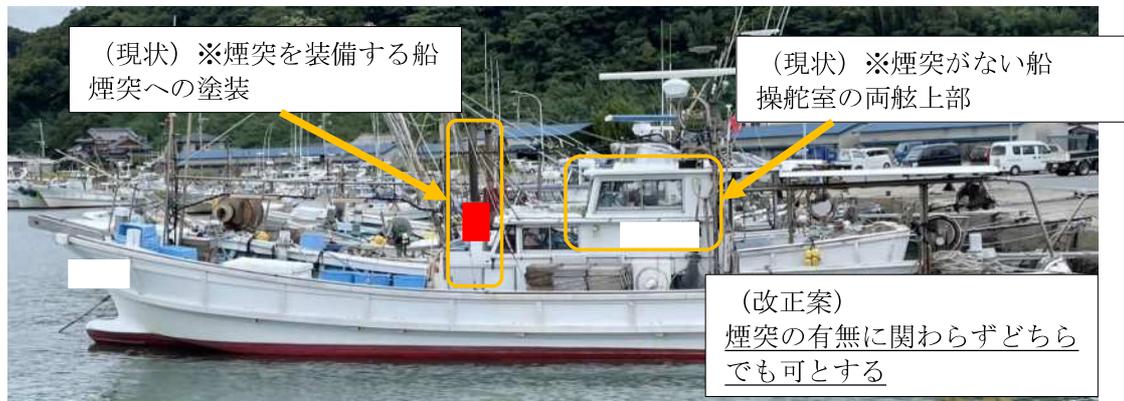
ごち網漁業許可方針改正について（概要）

○許可期間の変更（5年→1年）

- ・ ごち網漁業は、以前は1年許可であったが、令和2年度の漁業法及び県漁業調整規則の改正で、5年許可になった。
- ・ 今後、許可の条件について、柔軟に検討できるように、5年許可から1年許可に戻すもの。

○許可の条件の見直し（煙突塗装に関する事項）

現状			改正案
煙突を装備する船	煙突がない船	➔	全ての船
煙突全体を指定された色に塗装 <u>※熱により脱色するため、定期的な塗り替えが発生</u>	操舵室の両舷上部に指定した色に塗装したの長方形の標識を表示		煙突全体を指定された色に塗装又は操舵室の両舷上部に指定した色に塗装した長方形の標識を表示



○その他（漁具検査等の明示）

- ・ 許可方針のその他に、毎年漁期開始前に実施している漁具検査を明示するとともに、許可受給予定者は県が確認した漁具を操業に使用する旨及び許可の条件を把握の上、適正に操業する旨を誓約することについても明示するもの。

7漁管第2059号  
令和8年1月13日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



きす1そうごち網漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、きす1そうごち網漁業許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



## きす 1 そろごち網漁業許可方針 (案)

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
糸島地区	25	糸島市
福岡・粕屋地区	12	福岡市、糟屋郡新宮町
宗像地区	8	宗像市、福津市
北九州・遠賀地区	15	北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区、遠賀郡
合計	60	

※許可する船舶等の数は、今後漸減することとし、原則として新規着業は認めない。

#### (2) 船舶の総トン数

8トン未満とする。ただし、8トン以上の漁船で昭和59年度の許可を受けた者は、その使用漁船1代限り認めるものとする。

#### (3) 推進機関の馬力数

ア 漁船法馬力数330kW以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は70以下とする。

イ 総行程容積は7.54 $\text{m}^3$ 以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船についてはこれを適用しない。

#### (4) 操業区域

筑前海区海面

#### (5) 漁業時期

5月1日から12月31日まで

## (6) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者。

## 2 許可の有効期間

~~5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。~~

## 3 条件

(1) 次に掲げる海域においては操業してはならない。

ア 共同漁業権漁場内。ただし、当該地区の漁業権管理委員会から操業承認の届出があり、かつ筑前海区漁業調整委員会の意見を聞いて県が認めた海域を除く。

イ 次の（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域のうち共同漁業権漁場を除く海域。

（ア）大島南西端から勝島東北端を見通した線と海岸線との交点。

（イ）勝島東北端から大島南西端を見通した線と岬山（山口県下関市）山頂から乞月山（山口県蓋井島）山頂を見通した線との交点。

（ウ）岬山山頂から乞月山山頂を見通した線と孔大寺山山頂（宗像市、遠賀郡境）から広尾山山頂（遠賀郡波津）を見通した線との交点。

（エ）孔大寺山山頂から広尾山山頂を見通した線と海岸線との交点。

ウ 玄界島沖大型人工魚礁及びその周辺1000メートル以内の海域。

エ 遠賀郡沖魚礁群の中心から1000メートル以内の海域。

(2) ひき網の長さは、片方600メートル、ひき網及び網縄具の大きさは、直径2.5センチメートル（8分）以内でなければならない。

(3) 網目は、14節より細目のものを使用してはならない。

(4) 網は、えい網してはならない。

(5) 網には、袋及びかえし網をつけてはならない。

(6) 共同漁業権漁場内において操業中は、魚群探知機を使用してはならない。

(7) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(8) ~~煙突全体を指定された色に塗装しなければならない。~~

~~なお、煙突を装備していない船にあっては、煙突全体を指定された色に塗装又は操舵室の両舷上部に指定された色に塗装した幅20センチメートル、長さ40センチメートルの長方形の標識を表示しなければならない。~~

(9) 魚捕部（通称袋尻）の末端から1メートル以上の前方に、長さ1.5メートル以内の障害物を除去するためファスナー式開放装置を設けるほかは、魚捕部にその他の開放装置を設けてはならない。

(10) 浮子網の長さは、30メートル以内でなければならない。

(11) 浮子網から魚捕部末端までの長さは、24メートル以内でなければならない。

(12) 浮子網から魚捕部末端までの長さは、浮子網の長さの10分の8以内でなければならない。

(13) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(14) (1) に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は

- (ii) の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。
- (i) の海域 次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を通る直線以西の海域  
5 月 1 日から 9 月 30 日の期間
- (ii) の海域 次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を通る直線以東の海域  
5 月 1 日から 10 月 31 日の期間

基点第 27 号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位  
169 度 42 分 31.5 メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A 線 基点第 27 号から真方位 347 度の線

B 線 旧 2 号浮標（世界測地系北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒）と沖の島東端を結ぶ線

#### 4 申請書の添付書類等

- (1) 漁具図
- (2) 漁業従事者一覧表
- (3) 適格性に関する申立書（別紙様式第 1 号）

#### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末までに報告すること。

#### 6 その他

漁業時期前に許可の条件と適合した漁具であるか県が確認することとする。許可受給予定者は県が確認した漁具を操業に使用すること及び許可の条件を把握していることを誓約するものとする。

##### 附 則

この許可方針は令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

##### 附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(13)(14)追加）は令和 5 年 12 月 14 日から施行する。ただし、糸島地区、福岡・粕屋地区、宗像地区及び北九州・遠賀地区は令和 8 年 1 月 31 日から施行することとし、令和 5 年 12 月 14 日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

##### 附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和 7 年 1 1 月 7 日から施行する。

ただし、4（3）に掲げる添付書類の提出は、令和 8 年 4 月 1 日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（条件（煙突への塗装に関する事項）及び許可期間の変更、その他の追加）  
この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

7 漁管第2096号

令和8年1月13日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



たい1そうごち網漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、たい1そうごち網漁業許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



## たい1 そろごち網漁業許可方針 (案)

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
糸島地区	30	糸島市
福岡・粕屋地区	14	福岡市、糟屋郡新宮町
宗像地区	14	宗像市、福津市
北九州・遠賀地区	5	北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区、遠賀郡

※許可する船舶等の数は、今後漸減することとし、原則として新規着業は認めない。

#### (2) 船舶の総トン数

8トン未満とする。ただし、8トン以上の漁船で昭和59年度の許可を受けた者は、その使用漁船1代限り認めるものとする。

#### (3) 推進機関の馬力数

ア 漁船法馬力数330kW以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は70以下とする。

イ 総行程容積は7.54 $\text{m}^3$ 以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船についてはこれを適用しない。

#### (4) 操業区域

筑前海区海面

#### (5) 漁業時期

5月1日から12月31日までとする。

#### (6) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者。

## 2 許可の有効期間

~~5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。~~

## 3 条件

(1) 次に掲げる海域においては操業してはならない。

ア 共同漁業権漁場。

ただし、関係地区の漁業権管理委員会から操業承認の届出があり、かつ筑前海区漁業調整委員会の意見を聞いて県が認めた海域を除く。

イ 次のA、B、C、D、E及びF線と陸岸とで囲まれた海域のうち、共同漁業権漁場以外の海域。

A線：金山山頂（福岡県福岡市早良区と佐賀県佐賀市の境界）と矢戸鼻（糸島市）とを結んだ直線の延長線

B線：筑共第5号共同漁業権北西端と相島北端とを結んだ直線のうちC線との交点以西の線

C線：碓石崎（糸島市）と玄界島北西端とを結んだ直線の延長線のうちB線との交点以東の線

D線：磯崎鼻（糟屋郡新宮町）と花栗瀬（糟屋郡新宮町相島）とを結んだ直線の延長線のうちE線との交点以北の線

E線：宮地嶽山頂（福津市）から城山山頂（宗像市）を見通した線のうちD線との交点以西、F線との交点以東の線

F線：塩屋ノ鼻（福岡市東区西戸崎）と相島西端とを結んだ直線のうちE線との交点以南の線

ウ 次のG、H及びI線で囲まれた海域のうち、共同漁業権漁場以外の海域。

G線：大島南西端と勝島東北端とを結んだ直線の延長線

H線：岬山山頂（山口県下関市）と乞月山山頂（山口県蓋井島）とを結んだ直線の延長線

I線：筑共第14号共同漁業権漁場と筑共第16号共同漁業権漁場との境界線の延長線（北九州市若松区安屋の烏帽子鼻から真方位347度の直線）

エ 次のA、B、C、D及びA点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

海域の名称	A	B	C	D
ミツケソネ 東魚礁	E130° 07.16' N 33° 45.20'	E130° 07.16' N 33° 44.00'	E130° 05.56' N 33° 44.00'	E130° 05.56' N 33° 45.20'
コソネ及び 周辺魚礁	E130° 12.06' N 33° 45.22'	E130° 12.71' N 33° 43.50'	E130° 10.66' N 33° 42.93'	E130° 10.01' N 33° 44.65'

玄界島沖	E130° 14.16'	E130° 14.16'	E130° 12.76'	E130° 12.76'
大型魚礁	N 33° 47.20'	N 33° 46.00'	N 33° 46.00'	N 33° 47.20'

(世界測地系)

オ 次の各点の半径500メートル以内の海域。

海域の名称	点
玄界島沖魚礁	E130° 14.41' N 33° 44.98'
相島南魚礁	E130° 22.00' N 33° 44.24'
灯台瀬西魚礁	E130° 06.37' N 33° 39.38'

(世界測地系)

- (2) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。
- (3) 網は、えい網してはならない。
- (4) ひき網の長さは、片方600メートル、ひき網及び網縄具の大きさは、直径2.5センチメートル(8分)以内でなければならない。
- (5) 網には、袋及びかえし網をつけてはならない。
- (6) 網目は、8節より細目のものを使用してはならない。
- (7) 浮子網の長さは、45メートル以内でなければならない。
- (8) 浮子網から魚捕部(通称袋尻)末端までの長さは、32メートル以内でなければならない。
- (9) 浮子網から魚捕部末端までの長さは、浮子網の長さの10分の7以内(小数点以下は四捨五入)でなければならない。
- (10) 魚捕部末端から2メートル以上の前方に長さ1.5メートル以内の障害物を除去するためファスナー式開放装置を設けるほかは、魚捕部にその他の開放装置を設けてはならない。
- (11) ~~煙突全体を指定された色に塗装しなければならない。~~  
なお、煙突を装備していない船にあっては、煙突全体を指定された色に塗装又は操舵室の両舷上部に指定された色に塗装した幅20センチメートル、長さ40センチメートルの長方形の標識を表示しなければならない。
- (12) たい1そうごち網漁業の操業中の船上には、縦40センチメートル、横60センチメートル以上の青色旗を掲揚しなければならない。
- (13) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。
- (14) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。
  - (i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域  
5月1日から9月30日の期間
  - (ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域  
5月1日から10月31日の期間

基点第 27 号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位  
169 度 42 分 31.5 メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）  
A線 基点第 27 号から真方位 347 度の線  
B線 旧 2 号浮標（世界測地系北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5  
秒）と沖の島東端を結ぶ線

#### 4 申請書の添付書類等

- (1) 漁具図
- (2) 漁業従事者一覧表
- (3) 適格性に関する申立書（別紙様式第 1 号）

#### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

#### 6 その他

漁業時期前に許可の条件と適合した漁具であるか県が確認することとする。許可受給予定者は県が確認した漁具を操業に使用すること及び許可の条件を把握していることを誓約するものとする。

#### 附 則

この許可方針は令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

#### 附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(13)(14)追加）は令和 5 年 12 月 14 日から施行する。ただし、糸島地区、福岡・粕屋地区、宗像地区及び北九州・遠賀地区は令和 8 年 1 月 31 日から施行することとし、令和 5 年 12 月 14 日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

#### 附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和 7 年 1 1 月 7 日から施行する。

ただし、4（3）に掲げる添付書類の提出は、令和 8 年 4 月 1 日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

#### 附 則（条件（煙突への塗装に関する事項）及び許可期間の変更、その他の追加）

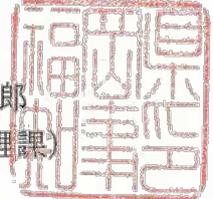
この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

7 漁管第2099号

令和8年1月13日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



たい2そうごち網漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、たい2そうごち網漁業許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



## たい2 そうごち網漁業許可方針（案）

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
糸島地区	70隻 (35統)	糸島市

※許可隻数は原則前年度隻数以内とする。ただし、それを超える申請があった場合、筑前海区漁業調整委員会と協議し、上記隻数以内で許可することとするが、許可する船舶等の数は今後漸減することとし、原則として新規着業は認めない。

#### (2) 船舶のトン数

15トン未満とする。

#### (3) 推進機関の馬力数

ア 漁船法馬力数450kW以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は100以下とする。

イ 総行程容積は11 $\pi$ 以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船についてはこれを適用しない。

#### (4) 操業区域

筑前海区海面

#### (5) 漁業時期

5月1日から12月31日まで

#### (6) 漁業を営む者の資格

(1)に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきず流し刺し網漁業の許可を受けていない者。

### 2 許可の有効期間

~~5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。~~

### 3 条件

- (1) 次に掲げる海域においては操業してはならない。
- ア 共同漁業権漁場内。
  - イ 次の(ア)～(キ)の各点を順次に結んだ直線より陸側の海域。
    - (ア) 加部島(佐賀県)北端
    - (イ) 長間礁灯標
    - (ウ) 栗の上礁灯標
    - (エ) 栗の上礁灯標から大島北端を見通した線と、愛嶽山(太宰府市)山頂から立花山(糟屋郡新宮町)山頂を見通した線との交点
    - (オ) 岬山(山口県下関市)山頂から乞月山(山口県蓋井島)山頂を見通した線と、愛嶽山山頂から立花山山頂を見通した線との交点
    - (カ) 岬山山頂から乞月山山頂を見通した線と、相島北端から大島東端を見通した線との交点
    - (キ) 相島北端から大島東端を見通した線と、北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒(日本測地系:北緯34度2分26秒、東経130度48分5秒)の点から沖ノ島東端を見通した線との交点
  - ウ 玄界島沖大型人工魚礁及びその周辺3000メートル以内の海域。
  - エ 小屋島を中心とする半径7500メートル以内の沖ノ島周辺海域。
  - オ 城山(宗像市・遠賀郡岡垣町境)山頂から地島西のたかりを見通した線より東の海域。ただし、5月1日から5月31日までの期間内に限る。
- (2) 浮子綱の長さは50メートル以内とし、沈子綱の長さは浮子綱の長さとその浮子綱の長さの5%を加えた範囲内でなければならない。
- (3) 身網に取付ける筋縄は、4本以内でなければならない。  
 なお、筋縄の1本の太さは、直径1.5センチメートル(5分)以内でなければならない。
- (4) 袖網に袖網本体と異なる材質の網(通称「破れ防止網」)を取り付ける場合は、身網側取り付け部をロープ状に束ねてはならない。  
 なお、身網側の取り付け位置は筋縄の取り付け位置より1メートル以上離さなければならない。
- (5) ひき綱の総延長(継ぎチェーンを含む。)は、次に示すA区域においては片方750メートル以内とし、B区域においては片方850メートル以内とする。なお、ひき綱、浮子綱、沈子綱及び又綱等漁具の太さは、直径2.5センチメートル(8分)以内でなければならない。
- A区域:次に示すイ.ロ.ハの各点を順次に結んだ直線以南の筑前海区海面で、たい2そうごち網漁業の操業を認められた水域。
    - イ 長崎県壱岐市若宮灯台
    - ロ 福岡県宗像市沖ノ島灯台
    - ハ 山口県萩市見島北灯台
  - B区域:次に示すイ.ロ.ハの各点を順次に結んだ直線以北の筑前海区海面。ただし、東経130度23.86分(日本測地系:130度24分)の線以東の海面を除く。
    - イ 長崎県壱岐市若宮灯台
    - ロ 福岡県宗像市沖ノ島灯台
    - ハ 山口県萩市見島北灯台
- (6) 浮子綱の中央点から魚捕部(通称「袋尻」)末端までの長さは、浮子綱の長さの2分の1以内でなければならない。
- (7) 網目の大きさは、8節(15センチメートル当たり)より細目のものを使用して

はならない。

- (8) 身網には、天井網、かえし網及び袋を付けてはならない。
- (9) 魚捕部末端から2メートル以上の上網前方部の中央に2メートル以内の障害物を除去するためのファスナー式開放装置を設けるほかは魚捕部にその他の開放装置を設けてはならない。
- (10) 沈子網にチェーン及びこれに類似するものを取り付けてはならない。
- (11) 網は引き寄せ（通称「こぎ締め」）以外にえい網してはならない。
- (12) 投網開始から揚網開始までの時間は、40分以内でなければならない。
- (13) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。
- (14) ~~煙突全体を指定された色に塗装しなければならない。~~  
なお、煙突を装備していない船にあっては、~~煙突全体を指定された色に塗装又は~~操舵室の両舷上部に指定された色に塗装した幅20センチメートル、長さ1メートルの長方形の標識を表示しなければならない。
- (15) 両舷カISINGの外側最後部に幅30センチメートル、長さ1メートルの長方形の枠を設け、枠内に太字で許可番号を表示しなければならない。
- (16) 船尾外板上部に太字で船名を表示しなければならない。
- (17) 僚船は、指定された船でなければならない。
- (18) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。
- (19) 5月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。

#### 4 申請書の添付書類等

- (1) 漁具図
- (2) 漁業従事者一覧表
- (3) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

#### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

#### 6 その他

漁業時期前に許可の条件と適合した漁具であるか県が確認することとする。許可受給予定者は県が確認した漁具を操業に使用すること及び許可の条件を把握していることを誓約するものとする。

#### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

#### 附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(18)(19)追加）は令和5年12月14日から施行する。ただし、糸島地区は令和8年1月31日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

#### 附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

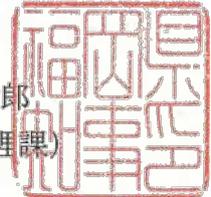
ただし、4（3）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（条件（煙突への塗装に関する事項）及び許可期間の変更、その他の追加）  
この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

7漁管第2100号  
令和8年1月13日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



沖合たい2そうごち網漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、沖合たい2そうごち網漁業許可方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



## 沖合たい2 そうごち網漁業許可方針 (案)

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	48隻 (24統)	福岡市

※許可する船舶等の数は今後漸減することとし、原則として新規着業は認めない。

#### (2) 船舶のトン数

15トン未満とする。

#### (3) 推進機関の馬力数

ア 漁船法馬力数670kW以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は160以下とする。

イ 総行程容積は18.5以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船についてはこれを適用しない。

#### (4) 操業区域

筑前海区海面

#### (5) 漁業時期

4月1日から4月30日まで

5月1日から12月31日まで

#### (6) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）又はきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者。

### 2 許可の有効期間

~~5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。~~

### 3 条件

(1) 4月1日から4月30日まで

次のA、Dの線以南、Bの線以東及びCの線によって囲まれた海域においては、操業してはならない。

A 北緯34度0.2分(日本測地系34度)の線

B 東経129度59.86分(日本測地系:130度)の線がCの線と沖ノ島南西で交わるまでの線

C 沖ノ島灯台を中心とした半径8海里の線

D 沖ノ島灯台から真北の線とCの線との交点と、山口県の見島を見通した線との交点

(2) 5月1日から12月31日まで

次の海域においては操業してはならない。

ア 共同漁業権漁場内。

イ 次のa、b、c、d、eの各点を順次に結んだ直線より陸側の海域。

a 包石(糸島市二丈、福岡・佐賀両県境)から名島本島(長崎県)を見通した線と大島北端から烏帽子灯台を見通した線との交点

b 烏帽子灯台から大島北端を見通した線と、背振山山頂から志賀島(福岡市)頂上(牧の高)を見通した線との交点

c 背振山山頂から志賀島頂上を見通した線と蓋井島(山口県)頂上から魚釣崎(長崎県壱岐市)を見通した線との交点

d 蓋井島頂上から魚釣崎を見通した線と相島北端から大島東端を見通した線との交点

e 相島北端から大島東端を見通した線と、北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒(日本測地系:北緯34度2分26秒、東経130度48分5秒)の点から沖ノ島東端を見通した線との交点

ウ 小屋島を中心とする半径7500メートル以内の沖ノ島周辺海域。

エ 城山(宗像市・遠賀郡岡垣町境)山頂から地島西のたかりを見通した線より東の海域。ただし、5月1日から5月31日までの期間内に限る。

(3) 浮子網の長さは50メートル以内とし、沈子網の長さは浮子網の長さとその浮子網の長さの5%を加えた範囲内でなければならない。

(4) 身網に取付ける筋縄は、4本以内でなければならない。

なお、筋縄の1本の太さは、直径1.5センチメートル(5分)以内でなければならない。

(5) 袖網に袖網本体と異なる材質の網(通称「破れ防止網」)を取り付ける場合は、身網側取り付け部をロープ状に束ねてはならない。

なお、身網側の取り付け位置は筋縄の取り付け位置より1メートル以上離さなければならない。

(6) ひき網の総延長(継ぎチェーンを含む。)は、次に示すA区域においては片方750メートル以内とし、B区域においては片方850メートル以内とする。なお、ひき網、浮子網、沈子網及び又網等漁具の太さは、直径2.5センチメートル(8分)以内でなければならない。

A区域:次に示すイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ直線以南の筑前海区海面で、沖合たい2そうごち網網漁業の操業を認められた水域。

イ 長崎県壱岐市若宮灯台

ロ 福岡県宗像市沖ノ島灯台

ハ 山口県萩市見島北灯台

B区域：次に示すイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ直線以北の筑前海区海面。ただし、東経130度23.86分（日本測地系：130度24分）の線以東の海面を除く。

- イ 長崎県壱岐市若宮灯台
- ロ 福岡県宗像市沖ノ島灯台
- ハ 山口県萩市見島北灯台

- (7) 浮子綱の中央点から魚捕部（通称「袋尻」）末端までの長さは、浮子綱の長さの2分の1以内でなければならない。
- (8) 網目の大きさは、8節（15センチメートル当たり）より細目のものを使用してはならない。
- (9) 身網には、天井網、かえし網及び袋を付けてはならない。
- (10) 魚捕部末端から2メートル以上の上綱前方部の中央に2メートル以内の障害物を除去するためのファスナー式開放装置を設けるほかは魚捕部にその他の開放装置を設けてはならない。
- (11) 沈子綱にチェーン及びこれに類似するものを取り付けてはならない。
- (12) 網は引き寄せ（通称「こぎ締め」）以外にえい網してはならない。
- (13) 投網開始から揚網開始までの時間は、40分以内でなければならない。
- (14) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。
- (15) ~~煙突全体を指定された色に塗装しなければならない。~~  
なお、~~煙突を装備していない船にあっては、~~煙突全体を指定された色に塗装又は操舵室の両舷上部に指定された色に塗装した幅20センチメートル、長さ1メートルの長方形の標識を表示しなければならない。
- (16) 操舵室の両舷には、直径20センチメートルの赤丸を表示しなければならない。
- (17) 両舷カインギングの外側最後部に幅30センチメートル、長さ1メートルの長方形の枠を設け、枠内に太字で許可番号を表示しなければならない。
- (18) 船尾外板上部に太字で船名を表示しなければならない。
- (19) 僚船は、指定された船でなければならない。
- (20) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。
- (21) 4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。

#### 4 申請書の添付書類等

- (1) 漁具図
- (2) 漁業従事者一覧表
- (3) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

#### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

#### 6 その他

漁業時期前に許可の条件と適合した漁具であるか県が確認することとする。許可受給予定者は県が確認した漁具を操業に使用すること及び許可の条件を把握していることを誓約するものとする。

#### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(20)(21)追加）は令和5年12月14日から施行する。ただし、福岡地区は令和8年1月31日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4（3）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（条件（煙突への塗装に関する事項）及び許可期間の変更、その他の追加）  
この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業の  
許可数(5トン船以上)及び漁船数の推移

項目 年度	5トン以上の 許可希望数	5トン以上の 入漁許可枠	5トン以上の 入漁許可数 (A)	許可が不要の 5トン未満船数 (B)	筑前海区に入漁 する佐賀県船数 (A)+(B)
平成15	47	60	47	192	239
16	36	60	36	225	261
17	32	60	32	229	261
18	25	60	25	185	210
19	24	50	24	182	206
20	16	50	16	161	177
21	15	40	15	159	174
22	15	40	15	96	111
23	15	40	14	90	104
24	14	30	13	128	141
25	13	30	13	128	141
26	13	30	13	122	135
27	13	30	13	120	133
28	13	30	13	124	137
29	13	30	13	124	137
30	13	30	13	124	137
令和元	13	30	13	124	137
2	11	20	11	124	135
3	11	20	10	124	134
4	11	20	11	89	100
5	9	20	9	96	105
6	7	20	6	80	86
7	7	20	7	88	95
8	7				0

7 漁管第 2135 号  
令和 8 年 1 月 15 日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等  
について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。)  
第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条 (以下「第 42 条」という。)  
第 1 項及び福岡県漁業調整規則 (令和 2 年福岡県規則第 62 号。以下「規則」と  
いう。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請  
すべき期間を定めたいので、法第 42 条第 3 項及び規則第 11 条第 3 項の規定に  
基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
あわび漁業	—	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	1	・北九州市に住所を有する者 ・当該地区（筑共第19号）漁業権管理委員会の同意のある者
なまこ漁業	—	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	1	・北九州市に住所を有する者 ・当該地区（筑共第19号）漁業権管理委員会の同意のある者

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第二種 えびこぎ網	筑前海 区海面	4月16日か ら12月16 日まで	・漁船法馬力 260kW以下（旧 漁船法馬力数 60以下） ・総行程容積 6.23以下	5トン 未満	1	・福岡市に住所を有する者 ・ごち網又はきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第二種 えびこぎ網	筑前海 区海面	4月16日か ら12月16 日まで	・漁船法馬力 260kW以下（旧 漁船法馬力数 60以下） ・総行程容積 6.23以下	5トン 未満	1	・北九州市に住所を有する者 ・ごち網又はきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第三種 なまこ桁網	筑前海 区海面	11月1日か ら翌年4月3 0日まで	—	—	1	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者 ・当該地区（筑共第19号）漁業権管理委員会の同意のある者
機船船び き網漁業	さより浮び き網	筑前海 区海面	3月1日から 9月30日ま で	—	—	1	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者 ・当該地区（筑共第16、17、20号）漁業権管理委員会の同意のある者
固定式刺 し網漁業	雑魚固定式 刺し網	筑前海 区海面	1月1日から 6月30日ま で	—	—	1	・遠賀郡岡垣町、同郡芦屋町に住所を有する者 ・ぶり囲い刺し網漁業の許可を取得していない者
固定式刺 し網漁業	固定式刺 し網	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	—	—	3	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者
小型いか つり漁業	小型いかつ り	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン 以上2 0トン 未満	1	・筑前海沿岸市町に住所を有する者
小型いか つり漁業	小型いかつ り	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン 以上2 0トン 未満	78	・長崎県内に住所を有する者
かご漁業	いかかご	筑前海 区海面	2月5日から 7月31日ま で	—	—	5	・宗像市、遠賀郡、北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者
かご漁業	雑魚かご	筑前海 区海面	10月1日か ら翌年9月3 0日まで	—	—	1	・北九州市小倉北区に住所を有する者
たこつば 漁業	たこつば	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	—	—	1	・北九州市小倉北区に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月1日から令和8年2月28日まで

漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型いかつり漁業	小型いかつり	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン以 上20ト ン未満	筑肥連調委 で承認された 許可枠内の 隻数	・佐賀県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

筑肥連調委の開催日以降から令和8年2月28日まで

## 覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、令和8年2月9日開催の第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

### 記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を令和9年5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和8年2月9日

筑前海区漁業調整委員会 会長

富 重 信 一

松浦海区漁業調整委員会 会長

川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局

漁業管理課

課長

尾 田 成 幸

佐賀県農林水産部水産課 課長

横 尾 一 成

## 確 認 書

唐津湾における「かたくちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第4回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会議を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの取り扱いが、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

### 記

第1 佐賀県知事が許可した「かたくちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

#### 1 操業区域

福岡県糸島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見通し線の延長線以西の海域

#### 2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで。

### 3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた  
くちいわしまき網漁業」の期間

### 4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姪島、姪島の西側および南側沿岸  
300メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和46年5月2日から  
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に  
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定すること  
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁  
福岡漁業調整事務所長にこの現態を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者お  
よび漁業従事者がこの確認事項を信託にもとづき賦税に遵  
守するよう指導するものとする。

この確認書は4通作成し、当連合委員会、筑前・福岡両海  
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合地区漁業調整委員会  
委員 篠田 統



浦 丸 正 揚



宗 國 太 郎



中 島 甚 右 衛 門



久 保 山 勝 太 郎



宮 崎 清 四 郎



野 崎 吉 三 郎



宮 崎 義 雄



今 林 久 二



高 崎 東 久



井 上 惣 吉



栗 村 英 徳



立 会 人

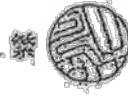
福岡県商工水産部水産課長

矢 野 政



佐賀県経済部水産課長

牛 島 繁



水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆 幸



# かたくちいわしまき網漁業協定

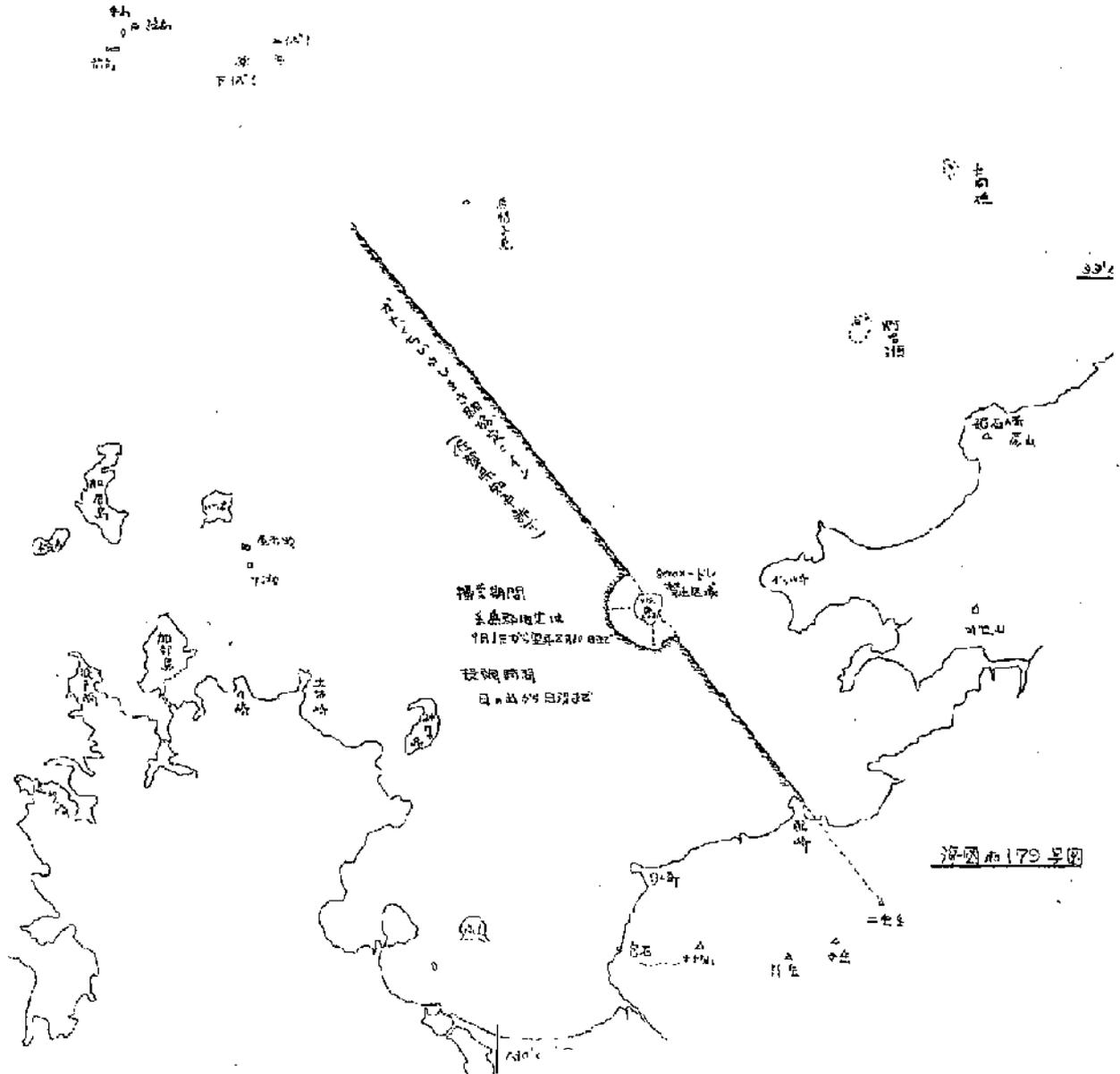


図179 海図

## 覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から令和7年までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため令和8年2月9日開催の第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の令和7年を令和8年に、附帯事項のうち1の令和7年を令和8年に改めたほかは、いずれも令和7年2月4日調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

### 記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によって囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から

1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

第3条 この覚書の有効期間は令和8年4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各1通保管する。

令和8年2月9日

筑肥連合海区漁業調整委員会委員	富	重	信	一
	藤	野	秀	司
	畑	中	鶴	見
	井	上		博
	上	田	直	子
	太	田	耕	平
	川	寄	和	正
	池	田	宏	子
	荒	卷	信	弘
	坂	本	安	則
	川	添	光	尚
	浦	丸	清	廣

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

尾 田 成 幸

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長

横 尾 一 成

## 附 帯 事 項

令和8年2月9日調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、令和8年9月16日から令和8年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
  - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
  - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
  - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
  - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。

### 3 漁業許可証

覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。



## 第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和8年2月9日（月） 14：00～  
場所：福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室  
(福岡市博多区東公園7番7号)

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 題

- (1) 仮議長の選出について（協議）

資料1（1～2頁）

- (2) 会長の選任について（協議）

資料1（1～2頁）

- (3) 副会長の選任について（協議）

資料1（1～2頁）

- (4) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

資料2（3～9頁）

- (5) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について（協議）

資料3（10頁）

- (6) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

資料4（11～15頁）

- (7) 第40回筑肥漁場協議会について（報告）

資料5（16～19頁）

- (8) その他

#### 3. 閉 会

第23期第1回 筑肥連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

日時：令和8年2月9日(月) 14:00～

場所：福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

水産庁九州漁業調整事務所 所 長 中 村 克 彦 調整課係員 西 田 羽 那	
福 岡 県	佐 賀 県
筑前海区漁業調整委員会委員 会 長 富 重 信 一 藤 野 秀 司 畑 中 鶴 見 井 上 博 上 田 直 子 太 田 耕 平	松浦海区漁業調整委員会委員 会 長 川 寄 和 正 荒 卷 信 弘 坂 本 安 則 川 添 光 尚 浦 丸 清 廣
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 漁業調整係長 松 本 昌 大 主任主事 有 吉 希 望 主任技師 田 中 慎 也	佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当係長 伊 藤 毅 史
福岡県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 池 浦 繁 技術主査 中 川 清 主任主事 山 田 菜美子	佐賀県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 荒 卷 裕 主事 吉 田 友 香

## 筑肥連合海区漁業調整委員会規程

第1条 この会は、筑肥連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）と称し、漁業法その他法令の定めるところにより、次条に定める海区间における漁業に関する事項を処理する。

第2条 委員会は、漁業法第147条第4項の規程に基づき、次の海区漁業調整委員会（以下「両海区」という。）の委員をもって組織する。

- 一 筑前海区
- 二 松浦海区

2 委員の定数は、12人とする。

第3条 委員会の事務所は、会長が所属する海区漁業調整委員会の事務所内に置き、その書記が事務を行う。

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員が互選する。但し、委員が会長及び副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 会長及び副会長の任期は、2年とし、両海区の委員が交互に会長及び副会長をつとめる。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5条 委員会は、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

第6条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 会長及び副会長がともに互選されていないか、若しくは欠けたとき又は会長及び副会長ともに事故があるときの会議は、関係県知事が協議のうえ招集する。

3 会長は、委員の3分の2以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

4 会長は、委員会の会議を招集しようとするときは、その会日の5日前までに会議の目的たるべき事項、開催の日時及び開催の場所を委員及び両海区の会長に通知しなければならない。

但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

5 両海区の会長は、前項の通知を受けたときは、必要に応じ、会議の目的たるべき事項、開催の日時及び開催の場所を関係者に通知するとともに、公衆の見易い方法によって公示する。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開とする。

第8条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し

委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 開会、休憩及び閉会の年月日、時刻並びに場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事々項
- 四 その他重要な事項

2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

3 議事録は、一般の縦覧に供する。

第11条 この規定の改正は、委員会の議決によって行う。

第12条 前各条に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和26年2月9日から施行する。
- 2 この規程は、昭和33年9月3日から施行する。  
(一部改正 委員定数10人→12人)
- 3 この規程は、昭和43年10月7日から施行する。  
(一部改正)
- 4 この規程は、昭和51年9月3日から施行する。  
(一部改正 会長及び副会長の任期、会議の招集)
- 5 この規程は、昭和57年9月10日から施行する。  
(一部改正、会長及び副会長の選任)
- 6 この規程は、令和3年1月26日から施行する。  
(一部改正、根拠法令改正に伴う条項移動のため)

## 第40回筑肥漁場協議会

- 1 日時 令和8年1月20日(火) 午後2時～
  
- 2 場所 糸島漁業協同組合本所 大会議室  
福岡県糸島市志摩岐志 778-5 (電話：092-328-2311)
  
- 3 議題
  - (1) 会長の改選について
  
  - (2) 会長職務代理者の改選について
  
  - (3) 福岡佐賀両県いかかご漁業の操業協定について
  
  - (4) その他

## 第40回筑肥漁場協議会出席者名簿

日 時:令和8年1月20日(火) 14:00～

場 所:糸島漁業協同組合本所 大会議室

糸島市志摩岐志778-5

福岡県		佐賀県	
所 属	氏 名	所 属	氏 名
(漁業調整委員会委員) 筑前海区漁業調整委員会	畑 中 鶴 見	(漁業調整委員会委員) 松浦海区漁業調整委員会	坂 本 安 則
(漁業協同組合代表者) 糸島漁業協同組合 代表理事組合長 糸島漁業協同組合 船越地区代表理事	仲 西 利 弘 仲 西 高 志	(漁業協同組合代表者) 佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所 神集島支所 運営委員 佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所運営委員	岩 本 一 孝 折 尾 善 久
(漁業現業代表者) 糸島漁業協同組合 船越支所 糸島漁業協同組合 船越支所 糸島漁業協同組合 深江支所	中 松 正 和 ( 欠 席 ) 谷 口 利 幸	(漁業現業代表者) 佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所神集島支所 佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所	西 元 千 年 藤 田 清 次
(漁業調整委員会事務局) 事務局長 技術主査 主任主事	池 浦 繁 中 川 清 山 田 菜美子	(漁業調整委員会事務局) 事務局長 主 事	荒 卷 裕 吉 田 友 香
(漁業管理課) 漁業調整係長 主任技師	松 本 昌 大 田 中 慎 也	(水産課) 漁業調整担当係長	伊 藤 毅 史
		(佐賀県玄海水産振興センター) 船舶運行・調査取締担当主査	板 橋 慶 治

# 福岡佐賀いかかご漁業協定書

令和8年1月20日

# 協 定 書

令和8年1月20日福岡県糸島市志摩岐志778-5「糸島漁業協同組合」において開催された第40回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業について協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

## 記

### 1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

#### A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

#### B区域（点㊦・㊧・㊨を順次に結ぶ三角区域）

点㊦ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㊧ シイネ西端

点㊨ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

### 2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月 1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

### 3 有効期間

この協定書の有効期間は令和8年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和8年1月20日

#### 筑肥漁場協議会

福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会

委員

畑 中 鶴 見

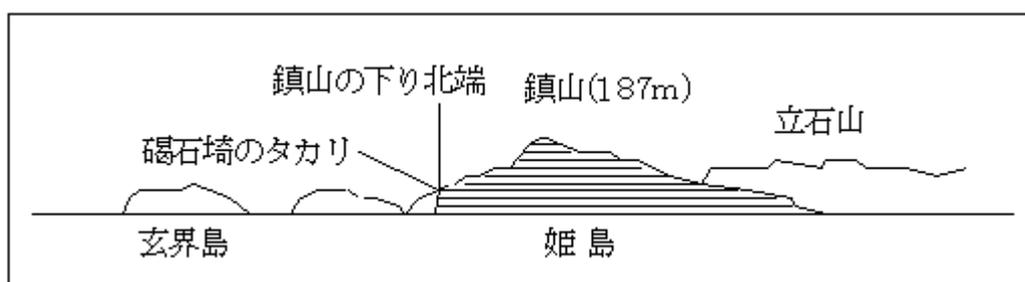
佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会

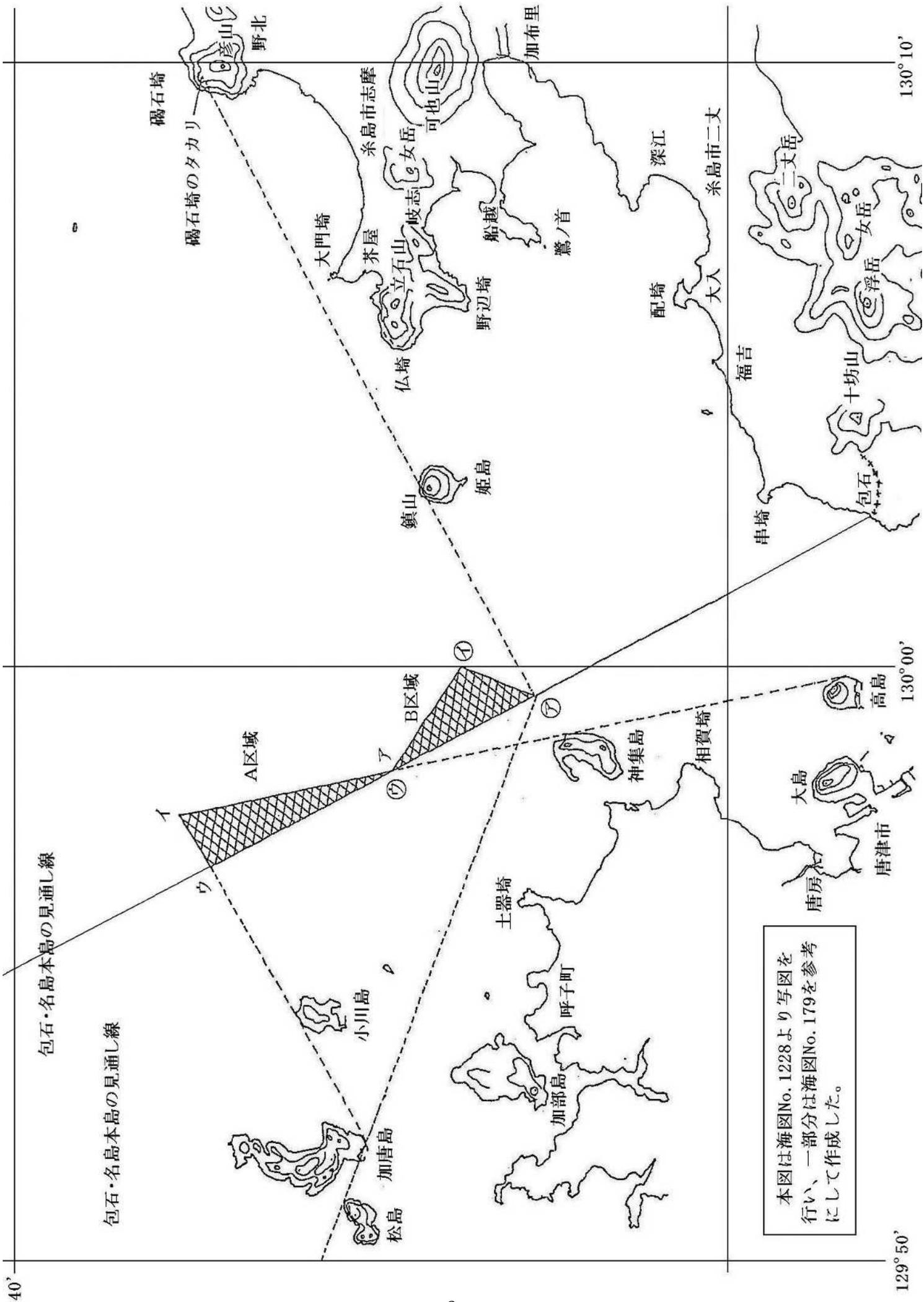
委員

坂 本 安 則

※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」とは、B区域点㊦から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石崎のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。



本図は海図No. 1228より写図を行  
 い、一部分は海図No. 179を参考  
 にして作成した。

## 雑魚粗目囲い刺し網漁業について

漁業管理課

### 【経緯】

- ・ 福岡市漁協から「雑魚粗目囲い刺し網漁業の許可について」要望書が提出(別紙1)。なお、事前に博多湾漁業権管理委員会及び福岡市漁協の理事会で承認済み。
- ・ 要望内容は以下の通り。

項目	雑魚囲い刺し網 (現状)	雑魚粗目囲い刺し網 (新規)
許可枠	46隻 (福岡湾)	同左
操業区域	筑共第8号内	同左
操業時期	1月1日～12月31日	3月～11月 (禁漁期(産卵期):12月～2月)
時間制限	なし	日没～日の出まで
網丈	5m以下	6.5m以下
使用する網	一重網	同左
目合い	4.7cm～6.5cm	13.5cm以上
1統あたりの総延長	浮子方で400m以内	浮子方で600m以内
統数制限	1回当たり2統以内	1回当たり1統以内
火光利用	集魚又は威嚇を目的に火光使用不可	同左
漁具への標識	網漁具の両端に浮標 (夜間は灯浮標)	同左
船舶航行	船舶の航行を妨げるような操業不可	同左

### 【県の対応】

- ・ 本漁業許可の新設にあたっては、既存漁業の派生として、操業区域も筑共8号内のみであり、博多湾漁業権管理委員会承認済みであることから漁業調整上、特段問題ないと考えられる。
- ・ 自由漁業である釣り漁業者に対しては、1月末の筑前海釣漁業協議会にて報告予定。

### 【今後のスケジュール (予定)】

11月18日	福岡市漁協から要望書の提出
11月27日	ヒアリングの実施
1月21日	筑前海区漁業調整委員会へ概要説明・・・(本日)
1月26日	筑前海釣漁業協議会で本許可の新設について報告
2月3日	福岡市港湾空港局との協議
2月下旬頃	本許可方針策定に係る筑前海区漁業調整委員会への諮問 承認が得られれば、制限措置及び申請期間の諮問
3月上旬	申請期間
3月中旬以降	許可証送付

## 要望書

令和7年11月13日

福岡県水産局農林水産部  
漁業管理課長 様

福岡市漁業協同組合  
代表理事組合長 藤野 秀司



日頃より、筑前海沿岸漁業の振興並びに調整に関しまして、多大なるご尽力を賜っておりますこと、当組合に対し格段のご指導、ご高配を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、筑共8号共同漁業権内では、下水処理場の高度処理により河川からの栄養分の流入が乏しくなり水産資源の豊かな海からきれいな海へと変貌をとげております。また、追い打ちをかけるように近年の厳しい猛暑、高水温化により水産資源の減少は特に顕著になっており、漁家経営の厳しさが増しております。

そのような中、筑共第8号共同漁業権内において、現在操業中の雑魚囲い刺し網漁ではスズキが多く混獲されておりますが、現状、雑魚囲い刺し網はヒイラギを主対象としてのみ操業できるため、スズキを目的に操業できません。

スズキを主対象とする粗目の雑魚囲い刺し網であれば、他魚種の資源に影響を与えることなく、スズキ資源の有効活用が期待できます。

そのため、漁家収入向上及び漁家経営安定のため、粗目雑魚囲い刺し網漁業の許可を新たに要望いたしますので、ご理解と特段のご配慮をお願い致します。なお、本要望にあたっては、事前に博多湾漁業権管理委員会の承認を受けておりますので、申し添えます。

